

Client Alert

15 August 2019

2019年米国国防権限法（National Defence Authorization Act 2019）が日本企業に与える影響

本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
03 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

2019年米国国防権限法（National Defence Authorization Act 2019, 以下「NDAA」という。）は、2018年8月13日、トランプ大統領の署名により、施行された。

NDAAは、米国防省の年間予算を規定するために年度毎に策定される連邦法の2019年版といえるが、今回のNDAAにおいて、米国政府機関に対し、特定5社を含む一定の中国企業の通信・監視関連の機器・サービスの購入、利用その他の行為について広く制限する規定が設けられた。NDAAにより、今後、これら特定5社その他の中国企業のみならず、これらの企業と取引関係を有する日本企業も、その制限の対象となりうることから、米国政府機関及びこれらの中国企業の双方と取引関係のある日本企業にとって大きな影響が生じる可能性がある。本稿では、NDAAの規定について詳細に検討することはしないが、NDAAに基づく制限の対象範囲の不明確さと、実務上生じうる問題点について概説する。

1. 制限対象となる法人

第1次制限（2019年8月発効予定）は、米国政府機関が調達する、「対象となる一切の機器及びサービス（以下に定義）」に適用され、概して、その適用範囲は比較的明確と言えよう。もっとも、「対象となる一切の機器及びサービスを『重要な(substantial)』又は『必須の(essential)』の要素とする、又は、『重要な技術(critical technology)』として使用する一切の機器、システム及びサービス」という定義の意味については、必ずしも明確ではない。この点に関しては、第1次制限の効力が発生する2019年8月13日まで特段の施行規則は策定されていないが、今後、これらの用語の明確化がなされることが望まれる。

他方、第2次制限（2020年8月発効予定）では、その制限の適用範囲はさらに拡大する。

2. 制限対象となる行為

これまでの背景事情を踏まえれば、NDAA第889条は、Huawei、ZET、HIKVISION、Dahua及びHyteraを含む特定の中国の通信・監視関連企業が製造する製品及びサービスを対象とする政府調達関連制裁レジームであるといえる。当該政府調達関連制裁は、すべての連邦政府機関及び米軍組織を対象とする以下の行為に適用される。

- 2019年8月に効力が発生する、第1次制限においては、システムの重要な又は必須の構成要素として、又はシステムの一部としての重要な技術として、「対象となる電気通信機器又はサービス(covered telecommunications equipment or services)」を使用する一切の機器、シ



システム、若しくはサービスの調達、獲得、延長及び調達契約の更新が禁止される。

- 2020年8月に効力が発生する、第2次制限においては、システムの重要な又は必須の構成要素として、又はシステムの一部としての重要な技術として、「対象となる電気通信機器又はサービス」を使用する機器、システム若しくはサービスを使用する法人と契約を締結し、延長し、又は更新することが禁止される。

「対象となる電気通信機器又はサービス」には、以下のものが含まれる。

- Huawei又はZTE製の電気通信機器
- 公共安全、政府施設の警備、重要インフラの物理的な警備その他の国家安全保障を目的としたHIKVISION、Dahua又はHytera製の映像監視装置及び電気通信機器
- これらの法人が提供する又はこれらの機器を利用する電気通信又はビデオ監視サービス
- 米国防長官が、その他関係機関と協議の上、中華人民共和国政府が保有し、支配し、又はその他の結びつきがあると合理的に判断する法人により製造され又は提供される電気通信又はビデオ監視機器、若しくはサービス

リストされた中国企業により提供される対象の機器、システム又はサービスの調達を禁止するという点で、比較的その範囲が明確な第1次制限と比べ、第2次制限の対象範囲は大幅に拡大する。つまり、米国政府機関が、当該米国政府機関との契約において、対象となる中国製品を組み込んだ製品又はサービスの提供それ自体を目的としているか否かに関わらず、当該対象となる電気通信機器又はサービスを「使用する(use)」企業との間で、（調達契約を含めた）契約を締結することを実質的に禁止する。

3. 第2次制限の対象範囲の不明確さと企業対応

第2次制限により、各企業に対して、米国政府機関に対して納入をするか、対象の中国企業が製造する電気通信機器又はサービスをその自社製品に組み込むか否かの選択を事実上迫ることとなるように思われる。

しかしながら、第889条で使用されるいくつかの重要な用語については、NDAA上の定義がなされておらず、法案成立から9カ月以上が経過した現在においても、未だ施行規則での明確化もなされていない（規則案は、2019年12月に公表予定）。

意図的か否かに関わらず、かかる欠落により、いくつかの重要な問題点について、明確な回答が示しえない状況のままとなっている。例えば、「対象となる一切の機器及びサービスを重要な又は必須の構成要素とする一切のシステム(any system)を「使用する(use)」とは、企業にとっていかなる意味を有するのか、ある企業が、自社利用の倉庫のセキュリティシステム上

「HIKVISION製カメラを使用していると、米国政府調達に関する全面的な禁止の対象となるのか、といったことについても、明確な結論が出せないのが現状である。

そのため、米国政府に対して製品供給をし、同時に、自社製品の提供に関して対象の中国企業とも協力関係にあるグローバルテクノロジー企業にとっては、事業の関連性に関わらず、第2次制限は非常に大きな課題となりうる。米国政府機関と取引関係のある多くの企業においては、NDAAを受け、自社製品のうちいずれが第889条に該当しているか否かの確認作業を進め、かつ対象と



なる企業との取引関係を継続することの検討を行っている状況にあり、米国政府機関に自社商品の納入実績のある日本企業にとっても、NDAAによる影響の分析・評価を実施する必要性は小さくない。